

## 福祉課介護保険係からの

# お知らせ

## 対象となる方

次のすべての要件を満たす  
高齢者と同居し、現に介護し

の期間中に、介護保険  
サービスを受けなかつた

ティを除く) 在宅の高齢者  
介護認定を受けていない場

訪問介護（ホームヘルパー）  
利用者負担額を減額します

減額の内容と対象要件は、  
左記の通りです。

要件に該当する方は、介護保険係へ申請してください。

## 介護保険の訪問介護（木ヘルパー）の利用者負担

を3%（通常は10%）に減額の期間

七月一日(平成十九年六月三十日)の象徴的記念日

文象となる方  
世帯の生計中心者が、所定  
税非課税であり、次のいすゞ

かに該当する方

障害者福祉制度のホームルパーを利用してあります。

十五歳に到達し、介護保険の対象者（要介護・要支援）

特定疾患から生じた身体・

**家族介護慰労金**を支給します

利用者負担額の四分の一（老齢福祉年金受給者は「一分の一」）を減額します。

対象となる方

要介護・要支援認定を受けた市民税非課税世帯で、次のですべてに該当する方

非課税収入および仕送りな

在宅の高齢者を介護している家族で、一定の要件を満たす方に対して「家族介護慰労金」を支給します。

支給額は十万円です。

- 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- 介護保険料を滞納していないこと

精神上の障害が原因で、要介護・要支援状態となつた四十歳から六十四歳までの方

障害者自立支援法による障害者福祉制度のホームヘルパーを利用しており、四月一日以降で六十五歳に到達

どを含む年間収入が、単身世帯で百五十万円（世帯員一人増す毎に百万元加算した額）以下であること

有価証券および預貯金などの合計額が、単身世帯で三百五十万円（世帯員一人増す毎に百万元加算した額）

**金山さんが  
全国行政相談委員連合協議会会长表彰を受賞**

---

**大杉さんが  
岐阜行政評価事務所長より感謝状贈呈**

5月18日(木)、県民ふれあい会館にて開催された行政相談委員全体会議において、総務大臣から委嘱された行政相談委員である金山富士子さん（泉町）が全国行政相談委員連合協議会会長表彰を受賞され、大杉春樹さん（駄知町）に岐阜行政評価事務所長から感謝状が贈られました。

金山さんは、多年にわたりご活躍され、全国行政相談委員連合協議会の発展にご尽力されたことに対し、受賞されました。

大杉さんは、行政相談員としての功績に対し、感謝状が贈呈されました。



金山富十子さん



大杉春樹さん